

接種

季節性インフルエンザ対策 高齢者・小児のインフルエンザ予防接種

町住民福祉課 保健予防係 ☎(255)3112

乳幼児から中学3年生と、65歳以上の方を対象に、一部公費負担で季節性インフルエンザの予防接種を実施します。

インフルエンザによる重症化の恐れが大きい、子どもさんや高齢者の方のため、町ではインフルエンザ予防接種にかかる費用の補助を行っています。

なお、インフルエンザ予防接種は、任意接種です。義務付けられたり強制されるものではありません。

高齢者の方

■対象者 (※住民の方に限ります)

- ① 65歳以上の方
② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の免疫機能障害により身体障害者手帳一級の方

■接種期間 12月20日(金)まで

■個人負担額 1,000円(1回のみ)

■持ち物 健康保険証(②の方は障害者手帳)

指定医療機関

- 信越病院 ☎(255)3100
飯綱病院 ☎(255)2248
ながさき医院 ☎(253)5858
丸山医院 ☎(253)2028
鈴木医院 ☎(257)5020
妙高病院 ☎(0255)862003

乳幼児・中学3年生の方

■対象者 (※住民の方に限ります)

- 生後6か月～中学3年生の方
■接種期間 H26年1月17日(金)まで
■個人負担額 1回1,000円
/年度内2回まで(通常、13歳未満が2回、13歳以上が1回)

実施場所と料金

① 信越病院 ☎(255)3100 / 予約が必要

窓口でのお支払いは1,000円

(※補助額を差し引いた料金)

② かかりつけの医療機関

窓口で全額をお支払いください。

補助額の払い戻しには、接種済証(母子手帳の写し)・領収書・印鑑・金融機関口座が確認できるものをご持参のうえ、保健予防係窓口で申請手続きをお願いします。

※詳しくは、広報10月号と同時に配りした、保健予防係・信越病院のそれぞれのチラシをご覧ください

申告

平成26年1月からの所得税確定申告より『記帳・帳簿等の保存制度』の対象者拡大

町総務課 税務係 ☎(255)5921

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月からの所得税確定申告より対象者が拡大されます。

現行の対象者は、色申告の方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度の対象者

■対象となる方

事業所得(営業等・農業)、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

※所得税の申告の必要のない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

■帳簿に記載する内容

売上げなどの収入金額
仕入れその他の必要経費に関する事項

■お問合わせ

記帳・帳簿等の保存制度の詳細については、長野県税務署個人課税第一部門の記帳指導担当までお問合せください。
長野県税務署 ☎(234)0111(代表)

※自動音声に従って「2」を選択してください。
■帳簿等の保存
帳簿書類の保存期間は、次のとおりです。

Table with 2 columns: 保存が必要なもの, 保存期間. Rows include 帳簿 (7年/5年) and 書類 (5年).

補助

限定3名先着順です ペレットストーブの購入補助金

町産業観光課 農林畜産係 ☎(255)3113

今年の冬にペレットストーブを購入する方は、交付条件を満たすと補助金を受けることができます。

県の「森のエネルギー推進事業」を利用し、今年の冬にペレットストーブを購入する方は、条件を満たすと補助金を受けることができます。この機会を是非ご利用ください。

募集

森林セラピーの信濃町公認ガイド資格 「森林メディカルトレーナー」養成講座

町産業観光課 癒しの森・企業誘致係 ☎(255)5925

信濃町の森林セラピー事業は、都市部の企業や大学を中心に多くの皆さまに利用されています。

町では独自に「森林メディカルトレーナー」というガイド資格を設け、森林セラピーに求められたお客様を案内しています。この機会に是非講習を受けてみませんか。

■募集人数

30名程度

■開講日程

11月25日(日)、26日(月)

■受講料

1,000円

■講座内容

事業の概要/森林が持つ効果/傾聴とおもてなし/森の中の安全管理/実地研修等

■応募方法

係窓口備え付け、または町ホームページ掲載の応募用紙に必要事項を記入の上、提出ください。

■応募締切

11月15日(金)

控除

所得税・住民税の社会保険料控除 年末調整に必要な社会保険料の控除証明

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

町住民福祉課 介護支援係 ☎(255)4214

町では、お勤め先などでの年末調整の際に必要な、社会保険料の控除証明書を発行しています。

国保・介護・後期高齢者医療

■証明内容

対象になる金額は、平成25年1月1日から12月31日までの間に、口座振替もしくは納付書で納めた(見込まれる)金額です。

■控除証明書は窓口か郵送で

社会保険料控除証明書は各係で発行します。窓口では、世帯主本人もしくは同じ世帯の方にのみ発行できます。なお、証明書は郵送も可能です。ご希望の方は各係まで、ご連絡ください。

国民年金

町長野北年金事務所 ☎(244)4100
町ナビダイヤル ☎0570(070)117

■控除証明書を送付

一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。また、10月1日から12月31日まで

要介護認定者の障害者控除

■証明内容

65歳以上の要介護認定者の方で、心身の状態が障害者控除の基準に当てはまる方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

■障害者控除対象認定書

要支援・要介護認定を受けているご本人または認定者を扶養している方に認定書を発行します。障害者控除の対象となるか事前にお電話または介護支援係窓口でお問い合わせください。

■証明内容

今年1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内の納付見込み額です。